

伊豆市条例第24号

伊豆市駅前広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域の活性化とにぎわいの創出を図るため、市が所有し、又は使用する土地に設置する修善寺駅構内広場、修善寺駅西口広場及び牧之郷駅前広場（以下「駅前広場」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駅前広場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
修善寺駅構内広場	伊豆市柏久保631番地の23
修善寺駅西口広場	伊豆市柏久保631番地の25
牧之郷駅前広場	伊豆市牧之郷533番地の1

(供用日及び供用時間)

第3条 駅前広場の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(禁止行為)

第4条 駅前広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) ごみその他の廃棄物を捨てること。
- (3) 他の使用者（駅前広場を使用する全ての使用者を含む。）に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障がある行為をすること。

(使用の禁止及び制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) その他駅前広場の管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第6条 駅前広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのために駅前広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (4) その他市長が許可の必要があると認めるもの

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認め

るときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 駅前広場の管理上特に必要があると認め、使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、駅前広場を使用することができないとき。  
(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは当該許可に係る条件を変更し、又は使用を中止させ退去を命ずることができる。

- (1) 第4条各号に掲げる行為をしたとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により第6条第1項の許可を受けたとき。

2 前項の規定により許可の取消し等の処分をした場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長は、これに対し賠償の責めを負わない。

(原状回復等)

第11条 使用者は、駅前広場の使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、その使用により駅前広場の施設又は設備を損傷したときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により駅前広場の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例（平成16年伊豆市条例第54号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条関係）

区 分		使用料		
		単位	期間	金額
修善寺駅構内広場、修善寺駅西口広場及び牧之郷駅前広場	行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	200円
	興行			50円
	競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催し			5円

備考

- 1 電源及び水道を使用する場合は、上記の使用料の他、1日の使用につき500円を加算するものとする。
- 2 使用料の額は、この表により算定した額と備考1の額を合算して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）

に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 1平方メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートルとみなす。
- 4 修善寺駅西口広場を全面使用する場合の使用料は、30,000円を上限とする。
- 5 キッチンカー等による販売は、1台当たりの占有面積を6㎡として算定する。